

令和8年10月27日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気シェーバー、マッサージ器（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち屋外式（R F 式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件） | 1 件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気シェーバー1件、マッサージ器（充電式）1件） | 2 件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち携帯電話機（スマートフォン）1件、リチウム蓄電池1件、
リチウム電池内蔵充電器5件、マッサージ器（充電式）1件） | 8 件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) パナソニック株式会社が製造した電気シェーバー用USBケーブル（「電気シェーバー」として公表）について
（管理番号：A202600821）

①事象について

パナソニック株式会社（法人番号：3120001236504）が製造した電気シェーバーに他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生しました。

事故の原因は、現在、調査中ですが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2025年（令和7年）5月21日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、製造期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	製造期間	対象台数
ラムダッシュ パームイン	ES-PV6A	230701	2023年7月1日	94,747
	ES-PV3A	~ 240509	~ 2024年5月9日	90,058
エントリーシェーバー3枚刃	ES-RT4AU	230301	2023年3月1日	56,542
	ES-RT1AU	~ 240731	~ 2024年7月31日	132,622

2025年（令和7年）5月21日からリコール（無償交換）を実施
交換率：28.7%（2026年10月18日時点）

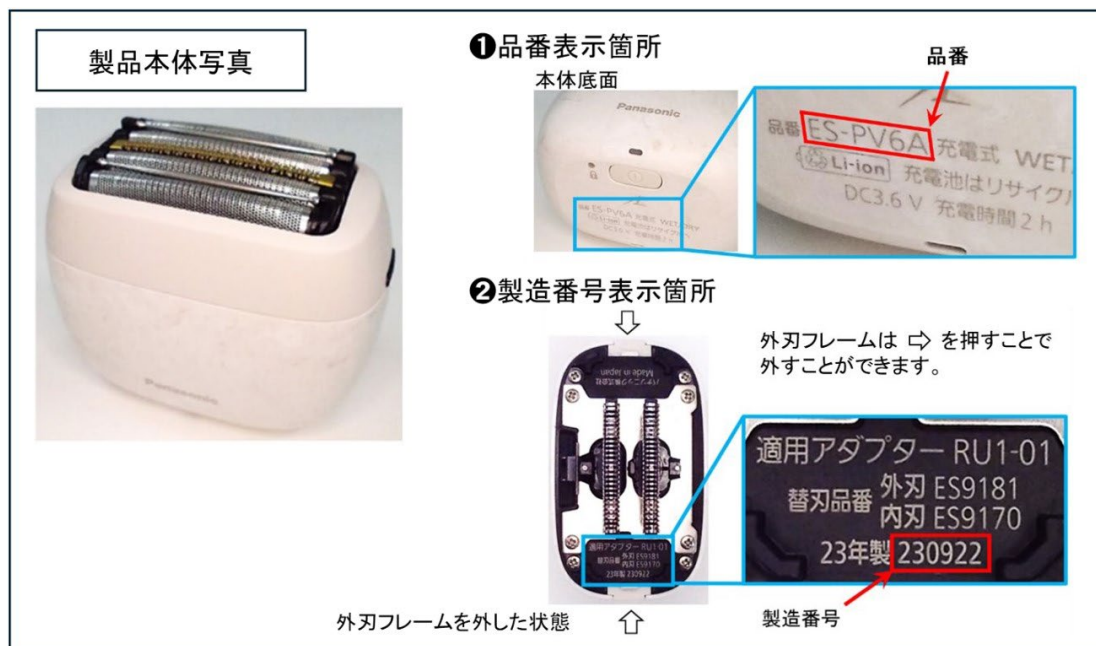
<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2023年度以降の事故（消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたもの）は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	2	火災
2025年度	22	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202600821）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法、対象製品の品番および製造番号の表示位置＞
ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3枚刃



<交換部品>

同梱のUSBケーブルを、無償で過熱保護機能付USBケーブルに交換します。
※見分け方：交換させていただく過熱保護機能付USBケーブルには、Type-C側のプラグ樹脂部分に、温度計マークがあります。

ラムダッシュ パームイン



エントリーシェーバー 3 枚刃



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う過熱保護機能付USBケーブルへの無償交換を受けていない方は、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。また、取扱説明書にも記載の通り、USBソケットがぬれている状態での充電は行わないでください。

【問合せ先】

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日、事業者休日を除く）

電話番号：0120-870-070

オンライン受付フォーム：<https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/shaver/2505/>

※24時間受付可能

ウェブサイト：https://www.panasonic.com/jp/company/living-appliances/product_information/c/2505.html

(2) 株式会社ドリームファクトリーが輸入したマッサージ器（充電式）について
(管理番号：A202600826)

①事事故象について

株式会社ドリームファクトリー（法人番号：8120001108731）が輸入したマッサージ器（充電式）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、製品の一部で発火事故が発生し、社内調査の結果、内部部品の不具合が原因であることが判明したため、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）6 月 2 日に自社ウェブサイトへの情報掲載、EC サイト告知、その他（販売店への案内、一部の購入者へは販売店経由でダイレクトメール送付等）を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202600826）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③商品名、JAN コード、製造番号、製造期間及び対象台数

商品名	JAN コード	製造番号	製造期間	対象台数
エクサガン ハイパー (ブランド名：ドクターエア) 型式：REG-04 イルバッテリー	4580657302437	FYBB000001 ～	2022 年 3 月 ～	152, 561
	4580657302444			
	4580657302468	FYBG17680	2024 年 12 月	
	4580657302758			
	4580657302475			

2025 年（令和 7 年）6 月 2 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：36.1%（2026 年 9 月 30 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2022 年度以降の事故（消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観、確認方法>

対象製品の外観

対象商品名／型式 エクサガン ハイパー／REG-04 (BL・PK・GN・WH・BK)

対象の製造番号

FYBC／FYBD／FYBE／FYBF／FYBG



アイスブルー

JANコード
4580657302468



ローズピンク

JANコード
4580657302444



リーフグリーン

JANコード
4580657302475



パールホワイト

JANコード
4580657302758



マットブラック

JANコード
4580657302437

確認方法

商品本体の底面の操作ボタン上、または、化粧箱の裏面に印字されている
〔型式 | REG-04〕 及び **〔製造番号 | FYBC / FYBD / FYBE / FYBF / FYBG〕**
をご確認ください。

※製造番号が確認できない場合、お手数ですが下記窓口までお問合せください。

確認方法①



確認方法②



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社ドリームファクトリー お問い合わせ窓口

受付時間：10時～18時 年中無休（夏期休業・年末年始は除く）

電話番号：0120-172-174

ウェブサイト：<https://www.dr-air.com/jp/ja/20250602-1/>

※オンライン受付（24時間）

https://www.dr-air.com/jp/ja/support/uketsuke_reg04/

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、松本、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600829	令和8年9月14日	令和8年10月23日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	YV1660RT(大阪ガス株式会社ブランド:型式131-H812)	株式会社ノーリツ(大阪ガス株式会社ブランド)	重傷1名	当該製品を使用中、乳児(月齢不明)がシャワーから出たお湯で火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月15日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600821	令和8年9月30日	令和8年10月22日	電気シェーバー	ES-PV6A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品とUSBケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂溶融に至ったものと考えられる。	埼玉県	令和7年5月21日からリコールを実施(特記事項を参照) 交換率:28.7%
A202600826	令和8年9月1日	令和8年10月23日	マッサージ器(充電式)	REG-04	株式会社ドリームファクトリー(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	令和8年9月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和7年6月2日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:36.1%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600822	令和8年10月11日	令和8年10月22日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	駐車場で駐車中の車両内に当該製品を置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	令和8年10月22日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600823	令和8年10月15日	令和8年10月22日	リチウム蓄電池	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A202600824	令和8年9月16日	令和8年10月22日	リチウム電池内蔵充電器	火災	走行中の車両内で当該製品をリュックサックに入れていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月13日
A202600825	令和8年8月4日	令和8年10月22日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を他社製の充電器に接続して充電中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	令和8年8月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して厳重注意
A202600827	令和8年9月27日	令和8年10月23日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月14日
A202600828	令和8年9月20日	令和8年10月23日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月15日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600830	令和8年8月5日	令和8年10月23日	リチウム電池内蔵充電器	火災	電車内で当該製品をリュックサックに入れていたところ、発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月20日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202600831	令和8年10月9日	令和8年10月23日	マッサージ器(充電式)	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年10月23日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし